

Title	J.M.W. Bean, The decline of English feudalism
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.3 (1968. 12) ,p.155(493)- 158(496)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19681200-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

批評と紹介

J. M. W. Bean, *The Decline of English Feudalism* (Manchester, 1968)

イングランド中世の政治制度史、法制史については、1911年既に所調「イングランド中世前期」に比して、一四・五世紀の所謂「イングランド中世後期」は、尚本國に於いても開拓の進められてゐる諸問題が多く、不明確な点が多く残されてゐる。又、公刊される業績を見ても、極めて部分的な対象を取上げた精密な研究か、或は極めて入門的な概説であるかの二つれかが多いようである。本書は、題名から推測すると、一四・五世紀のイングランド封建制度の衰退」という課題を

広く理解した時には当然含まれるべき諸問題——例えば、衡平法裁判所の発達など——の解説は行われていない。即ち、本書は、「ロース」に関する小さい特殊研究を著わす目的から發し、このUseの發展の研究は、「広い視野」のなかに於いて検討しなければ不可能であることを、理解した結果、中世末期の領主・封臣間の関係の変化全体の変化を広く検討するなどとなつたと言ふべし。

先ず初めに、本書の構成を簡単に記して置こう。

Introduction: The Nature of English Feudalism.

第1章 Consequences of Feudal Tenure.

- i) The Incidents of Feudalism.
- ii) The Motives of Evasion.

第11章 Struggles over Freedom of Alienation, 1215-1327.

- i) The Problem of the Church.
- ii) The Royal Ordinance of 1256.
- iii) The Statute of *Quia Emptores*

第三章 The Origins and Development of Uses.

- i) Period of Emergence.
 - ii) The Problem of Origins.
 - iii) The Period of Definition.
- 第四章 The Decline of Feudal Incidents.
- i) Uses and Collusion at Common Law.
 - ii) The Attitude of the Crown.
 - iii) The Loss of Incidents.

第五章 The Royal Prerogative. 1461-1529. —Beginnings of Recovery.—

- i) Yorkist Kings.
 - ii) Henry VII.
- 第六章 The Royal Prerogative, 1529-1540.
- i) The Period of Negation.
 - ii) The Statute of Uses (1536).
 - iii) The Statute of Wills (1540).

總論

次に本論の内容について簡単に紹介して置かた。先ず第一には、本論の Introduction に於いて、イングランド封建制度の本質を論じて、イングランドは既くから封関係の軍事的機能は後退し、封主・封臣について封関係のもの意義は、主としてその経済的側面即ち封臣が封主に対して負う「後見、結婚同意」(共に貨幣負担)並び「租統率」の面、「封建的附帯義務」(Feudal incidents)に存する。特に中世後期に於いては少いであつて、しかしながら、封建関係の副次的義務であるかに照わせぬ「封建的附帯義務」という名称そのものも改めるべきであるとしてゐる。この立場に立って考えた時、封主の封建的附帯義務との権利と、封臣のこれを免れるために案出した諸々の方法・手段と対立が、主題となつて来るることは当然である。そして、封臣の側から「附帯義務」回避の手段、また死後に於ける所領の保全、そのための手段として uses の問題が大きく登場して来る訳である。彼によれば、1441年から1540年までの時代は、封主(常に封主であつて決して封臣となることがないという意味で特に国王)と封臣の争いは、所謂「封建的附帯義務」の実施を強行しようから經濟的利益をどのように確保し得るかという問題を軸として軒展開していくが、この時代は、二つの時期に分けることが出来る。そしてこの対立を通じて、国王と、国王の直属封臣と、国王の陪臣との三者の立場は夫々異なるから、夫々区別して考えなければならぬ。第一の時期は、1441-17年に終る。この時期には、封主・封臣間の対立・抗争は、「再ト封」の進展によって生じた。陪臣の立場から見れば、この対立は、1490年の Quia Emptores による Fee Simple に關して Subinfeudation を禁つたことによる終り、また国王直属封主からの見れば、1441-17年の Statute に於いて、(国王の同意を条件として) 土地移譲の佃田を得たことによつて終つた。第一の時期の抗争は、Use による封土の相続の回避の盛行のために生じた。中間領主は、その封臣が Use を

設定すると収入は減るが、由いも Use を設定するに至らぬ利益を得られたのに對し、最高封主である国王は Use に抵抗した。しかし、十五世紀末まで徹底した Use 統制に永出すことはなかつた。更にノーリー八世は、封土に対し Use が設定された場合にも、封臣の相続人の身柄の後見権並に結婚同意権を確立することにより、「封建的附帶義務」からの収入の喪失に終止符を打つた。彼のこの勝利は一五三六年の Statute of Use で完成するが、この体制は長く維持するには出来ず、一五四〇年の Statute of Wills と於ては、国王たると中間領主たるとを問わず、その封地は、保有地の四分の三については遺嘱による自由処分を認めることにより、換言すれば、四分の一の封土については、事實上「封建的附帶義務」を免することとなり、この問題は終るのである。即ち、その後約一世紀半ば、封建制度は名的に残るが、実質的な意味に於ては、ことしとイングランド封建制度は終つたといつてもよざらうのである。

イングランド土地法については、ハリワーム一世の治世までに關しては、種々の側面が研究されてゐるに、それ以後一五三七年の「ユース法」の制定までについては殆んど空白である。中世末期の「ユース」の發展も、それ自体として充分に検討されたのを筆者は知らない。最近に於ての「ユース」の唯一の多少とも詳しい研究は、Bean の Percy 家の経済構造と同じく貴族の經濟構造の研究書である G. A. Holmes の *The Estates of the Higher Nobility in XIV-Century England* (Cambridge,

1957) のなかに記されたもののように思われる(第11章 *The Tenure of the Inheritance* (同書四¹頁))。従つて Use ものとの研究として見た場合にも、本書はその問題についての最も詳細な研究と見てよいであろう。特にその発生、から形式を完了するまでの経緯についての詳しい原史料に基いた研究には教える所が多い。

更に、筆者田地の関心から特に興味を惹くのは国王、直属封地、下属封地と三者を区別し、それぞの利益を分けて持つてゐることで、このことを考へた上で Statute of Quia Emptores についての著者の見解を次に紹介して置かう。

1. Statute of Quia Emptores (一一九〇年) について。

周知のこととくの Statute は、全自由人と他の(俗人との)土地移譲を認めると同時に Sub-infeudation を禁止しなれば代りに Substitution によるべきとしたものであるが、この法令制定の背後の動機については、国王は大貴族 (Tenants-in-Chief) を意味する) に、封土地移譲の自由を認めるに至らず、不利であつた(一一五六年の法令でこれを禁じたのはこの故であつた)が、この自由を欲求する大貴族との妥協としてこの法令が制定されたとする Maitland 説と、(2) この Substitution による方法は、從来行われていた法外の慣行を制定法として認めだすのをねむる Plucknett 説とが從來あるが、Bean は、(1) Plucknett の論によると、一一九〇年以前に、Substitution もも土地移譲が慣行であったとする根拠はな

○ I、 Maitland, Plucknett 等、本制定法が専ら対象としたのが Tenant-in-Chief だつたと附うが、本法令の本文には、「全田佃人」と Substitution による移譲の佃田を認めている。したがつて、これを Tenant-in-Chief を用ひたる老練な法根拠は法文そのものとせられて、次に、Tenant-in-Chief と Substitution による封土移譲の佃田を認めねば、

Tenant-in-Chief の土地移譲を國王の許可を条件とした――
五六年の制定法は無意味になる。②、 Quia Emptores 制定直後の Tenant-in-Chief の土地移譲の訴訟で、この法令との相及がなつて、③、「全田佃人」は終盤の佃田を認めていた。

Quia Emptores と雖も、 Tenant-in-Chief には移譲の場合とは祐同権を有してゐる。以上三項から、わづかに、本令は、 Tenant-in-Chief の対象としたものではなかつたむかゞやれども、

終盤のところである。Ⅲ、従来、歴史家は、 Quia Emptores と Tenant-in-Chief が似たう「母題領主」の地位の保護を図つたとするが、その論拠は曖昧である。且、この法令は fee simple のみに限られるので、期限付き保有または限嗣相続封止は適用されない。Ⅳ、ヒューストー世の末年には、所謂「Community of the Realm」が次第に実質をもつて来て、國王の反抗する大貴族は單に臣下のみの立場を主張して、 Tenant-in-Chief に終譲の自由を要求するかわりに、國王は政治的圧力を加へて祐同制の原則をもとめ、より緩かに許可を行なえた。

最後に本書について、一畠母述ぐれば、中世末期の封建土地法の研究として注目すべき業績であり、國制史、法制史に関心ある者のみならず、経済史家も参考とされるべき書であることを望みた。

(森岡敬一郎)

Akkharanukrom Phumisat Thachabap Ratchabandit-sathan (アカハラヌクロム・ブミサット・タチャバップ・ラチャバンディットサタン) 4 vols. B.E. 2506~9, Bangkok.

年代記を読むにあたつて、地名辞典が必要なことは附つておらず、ないが、タイ国地名辞典ともいづくがものが、一九六六年、完結、出版された。すなわち、この「アカデミー版タイ国地理辞典」全四巻である。

一九五四年、ナラーティックペーリングン社を総裁にいただか、プラヤー・アスマーン・ラーチャトン氏を委員長とする委員会が設立され、この編纂事業は進められた。そして、一九六三年、その第一巻が出版された。第一巻は、タイ国の地理概説であり、次のよつたな内容である。

- 1、 地勢。
- 2、 気候。
- 3、 Flora.